



Reconstruction Agency

記者発表資料

平成26年1月21日
復興庁

司法書士の採用の周知について

復興庁は、被災市町村の用地取得事務を支援するため、司法書士を復興庁で採用し、被災市町村に駐在させることを考え、そのため、日本司法書士会連合会に対し、司法書士への周知を要請してきたところです。

本日、日本司法書士会連合会において、各司法書士会を通じ、会員に対し、復興庁での採用についての周知が開始されました。

(参考)

用地取得事務については、特に時間とマンパワーを要するとの声が多いところ、司法書士は、法律知識や登記、戸籍に関する知識に精通しており、権利者調査等を担う職員として期待されています。

司法書士の復興庁での採用（被災市町村での駐在）が実現すれば、用地取得加速化プログラムの活用とあいまって、更なる用地取得の加速化を期待することができます。

本件連絡先：

復興庁

復興特区班 小善、土手

TEL：03-5545-7365

地域班 海老原、魚井

TEL：03-5545-7343